

てんかんはあらゆる年齢で発病する病気です

てんかんは、脳の神経が一時的に過剰に活動し、それが意識障害、昏睡、けいれんなどの発作となってあらわれる病気です。大半の発作は一過性であり、数分から十数分程度で回復します。



日本てんかん協会（波の会）のご案内

てんかんのこと、ひとりで悩んでいませんか？

●日本てんかん協会ってどんなことしているの？

日本てんかん協会には全国47都道府県に支部があります。身近な存在として、てんかんのある人たちがその家族への相談支援活動や情報の提供、社会的理解の促進やてんかん施策の充実を目指した調査研究など、全国的な活動を続けています。

【入会のご案内】

16歳以上であれば、どなたでも入会できます。郵便物などは、会長の個人名か「波の会」でお届けします。詳しくは、本部事務局がお近くの支部へご連絡くださるか、協会ホームページをご覧ください。

会員向けの主な活動

- 情報誌「月刊 波」の発刊
(てんかんの最新情報をお届けします。特集や連載コーナーなど内容も充実)
- 個別相談
- 講演会・学習会などの実施
- てんかん関連書籍の発行
- 全国各地でのレクリエーション活動
- 専門病院、各種制度・保険などの情報提供 等



悩みをひとりで抱え込まずに同じような悩みをもつ皆さんと話をしてみませんか？

●あなたの悩みにお答えします

日本てんかん協会では、専門相談員およびピア相談に応じています。病気のことや経済的な悩み、生活上の問題など、また福祉制度に関する手続きを含めて、てんかんに理解のある相談員が相談に応じます。まずはお気軽にご相談ください。

※平成30年度競輪補助事業

まずはお気軽にお電話ください

相談専用ダイヤル ☎03-3232-3811

(平日の月・水・金曜日 / 13:15~17:00)

※メールでの相談は受け付けていません。

協会のマスコットキャラクター「あがりちゃん」が、ラインスタンプになって登場しました！

【本部】 ※国際てんかん協会 (IBE) 日本支部

公益社団法人 **日本てんかん協会** (別名/波の会)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F
TEL:03-3202-5661 FAX:03-3202-7235

<http://www.jea-net.jp/>

てんかん協会

検索



【支部】

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願団体 **公益社団法人 日本てんかん協会**

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F

請願人住所

氏名

紹介議員

印

(他 筆)

2018年度

てんかんのある人とその家族の生活を支える請願書

■請願の趣旨

てんかんは、あらゆる年齢で発病する脳の病気です。全国に約100万人の患者さんがいます。早期診断・治療により、70%以上の方が発作のない生活を送ることができます。てんかん発作には、一瞬手足がピクンとしたり短時間ぼんやりするだけの小さなものから全身けいれんまで、さまざまな症状があります。また、不安やうつ、行動障害などの合併障害、医療、生活、学校や仕事の問題など、発作以上にてんかんのある人に深刻な悩みをもたらすことがあります。さらに、2011年の交通事故報道以降、てんかんが一括りに扱われとても危険な病気であるかのように誤解されました。そのため、全国から学校行事への参加制限や職場での業務制限、解雇などの不利益事例が数多く報告されることとなり、てんかんに対する正しい理解と多様な支援が求められています。

てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現のため、ここに9項目の請願をいたします。

■請願項目

1

啓発
(内閣)

国民の理解を深めるための政策を進めてください

- ①2月第2月曜日の「世界てんかんの日」と10月の「てんかんを正しく理解する月間(てんかん月間)」の周知活動に、国も協力をしてください。
- ②日頃からてんかんのある人と接する機会の多い職種に対して、てんかんの正しい知識と介助・観察法を習得する機会を設けてください。
- ③既往症や緊急対処法を明記する携行品を、全国統一様式として導入できるよう推進してください。

2

医療
(厚生労働)

てんかん地域診療体制を充実してください

- ①地域医療計画の再確認とてんかん診療体制を全国に整備してください。加えて、専門医の養成と一般医への情報提供を図り、地域格差を改善してください。
- ②重度者に対応できる診察時間の確保、救急救命体制の整備、診断書作成費の公費負担など、制度の充実を図ってください。
- ③災害時に被災地で抗てんかん薬が不足しないようにしてください。

難治てんかんの克服に向けた研究を充実してください

- ①国の臨床研究事業において、難治てんかんの研究テーマを充実してください。
- ②新薬の開発を推進してください。

地域で安心して暮らせる支援体制を整備してください

- ① てんかんの障害特性に配慮して、障害者支援サービスが地域格差なく全国どこでも利用できるようにしてください。
- ② 市町村が実施する施策についても、必ず病気や障害のある住民(当事者)の意見を反映するなど、当事者参画によるサービスの促進を図ってください。
- ③ 全国の自治体に、てんかんに関する総合的な相談窓口を配置するよう促進してください。

働く場の機会拡充を図ってください

- ① てんかんがあることを理由にした採用時や採用後の職場での差別禁止、自動車運転が困難な人への合理的配慮など、事業所への積極的な指導を行ってください。
- ② 継続雇用が困難な人に、優先的に仕事の斡旋を行う体制を設けてください。
- ③ 障害者雇用制度を適切に全国で推進されるよう指導をしてください。

てんかんがあっても安心して学習できる学校等の環境整備をしてください

- ① 発作時に主治医から指示のある坐薬の挿入や頓用薬の服用が、幼稚園、保育所、学校、学童保育の現場において制限されないように全国へ指導をしてください。
- ② てんかんのある児童生徒に対する過度な行動制限(水泳指導、宿泊研修、理科・技術家庭科実習の禁止など)のない、適切な学習指導が全国で行われるよう指導をしてください。

学校において適切なてんかんの知識を普及してください

- ① すべての教員、コーディネーター等の養成・研修時に、てんかんのカリキュラムを採用してください。その際、民間の研修会や副読本(補助教材)も活用してください。
- ② 保健体育の時間に、病気や障害を理解するカリキュラムを採用してください。

交通運賃減額制度に精神障害者保健福祉手帳も対象としてください

- ① すべての、鉄道、バス、航空機、船舶の運賃と高速道路料金の減額制度に、精神障害者保健福祉手帳所持者も対象となるよう促進してください。障害者差別解消法の理念にも反します。
- ② 自治体が行う通院や同伴者に対する交通費助成制度やタクシーチケットの配布などを、好事例として積極的に全国に周知してください。

交通安全に向けた先端技術の提供を推進してください

- ① 安心して交通機関を利用できるよう、ホームドアの付設、案内人の配置、休憩所の整備を全国に推進してください。
- ② 安心して運転できる自動車の開発と、科学的根拠に基づく自動車運転適性運用基準の見直しを推進してください。

※2007～2017年度の国会請願で採択されながら実現しなかった項目も、改変、再掲しています。
※2013年に自動車運転に関する2つの法律が成立した時の付帯決議の実現も求めます。

2007年度 衆議院と参議院の両院で採択された項目

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 《医療》専門医療の拡充を行ってください | 《雇用》障害者雇用率の完全適用を行ってください |
| 《住宅/福祉》生活支援体制の拡充を行ってください | 《教育》学校教育における正しい指導を行ってください |
| 《交通/福祉》交通運賃減免制度の拡充を行ってください | |

2014年度～2017年度 参議院で採択された項目

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 《啓発》てんかんについて、国民の理解を深めるための広報を行ってください | 《医療》災害時に抗てんかん薬が不足しないようにしてください |
| 《労働》働く場の機会拡充を図ってください | 《福祉》てんかんのある人が地域で安心して生活ができる支援体制を整備してください |
| 《医療》てんかん医療ネットワークを充実してください | |

☆政府や企業の尽力により少しずつ改善は進んでいますが、まだ安心できる社会には及びません。

署名欄

※氏名・住所は自書でお願いします。また「々」「々」「同上」は使用しないでください。
※代筆の場合は氏名の右横に、署名された「氏名」と同じ名字のハンコを押してください。
※記入欄からはみ出さないよう、丁寧に記入をしてください。

氏名	住所	募金
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	

おねがい

この請願署名(募金)は、全国で取り組んでいます。多くの皆さんからのご協力を、お願いいたします。集まりました署名用紙は、2019年3月末日までに、協会(『本部』または『支部』)にお送りくださるか、ご持参いただけますようお願いいたします。なお、この署名用紙は追加でお送りすることができます。ご協力いただける方は、協会までご連絡ください。

※署名にご記入いただいた住所等の個人情報、個人情報保護法に基づき管理し、この署名を提出する以外の目的で使用することはありません。